

## 監査公表第7号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、当該結果を公表します。

### 監査の対象

文化スポーツ部、福祉保健部、都市部、教育委員会、産業部、上下水道局

令和6年6月17日

呉市監査委員

大 下 正 起

沖 本 恭 治

田 中 みわ子

## 文化スポーツ部監査の結果

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

### 2 監査の対象課等

スポーツ振興課

### 3 監査の期間

令和5年11月28日から令和6年2月26日まで

### 4 監査の対象

令和5年度における財務等に関する事務の執行。ただし、必要に応じて、過年度の当該事務も対象とした。

### 5 監査の着眼点

監査に当たっては、監査の対象とした事務が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また、組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し、次の事務分類に従い、各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理
- (8) その他

## 6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

## 7 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

## 8 監査の結果

1から6まで記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされ、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。

なお、是正、改善又は検討を求める事項は、次のとおりである。

### 指摘事項

(1) 市営プール及び二河公園多目的グラウンド（市営プールに隣接する多目的広場に  
限る。）の指定管理業務について、次の事例があった。

ア 事業計画書等に、各施設別の収支計画を記載する旨を基本協定書（以下「協定書」という。）で定めているにもかかわらず、記載していない事業計画書等を承認していた。

また、年次事業報告書においては、各施設別の収支決算、貸借対照表及び財産目録を記載する旨を協定書で定めているにもかかわらず、記載していない報告書を受領していた。

イ 自主事業を実施する場合は、当該自主事業に係る収支計画書を提出する旨を協定書で定めているにもかかわらず、物品、軽食、自動販売機による飲料水等の販売について、収入の記載はあるものの、支出の記載がない収支計画書に承認を与えていた。

また、同様に支出の記載がない収支決算書を添付した年次事業報告書を受領していた。

については、適正な事務処理をされたい。

(2) 旅費を伴う県外出張について、同一行政区域内であるにもかかわらず、用務地の最寄り駅から用務地までの往復旅費を支給していた。

旅費条例運用基準では、同一行政区域内の旅行については、原則として旅費は支給しないこととなっている。

については、適正な事務処理をされたい。

## 福祉保健部監査の結果

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

### 2 監査の対象課等

福祉保健課，保険年金課，公立下蒲刈病院（病院事業課），保健所（地域保健課），障害福祉課

### 3 監査の期間

令和5年11月28日から令和6年2月26日まで

### 4 監査の対象

令和5年度における財務等に関する事務の執行。ただし，必要に応じて，過年度の当該事務も対象とした。

### 5 監査の着眼点

監査に当たっては，監査の対象とした事務が，法令に適合し，正確に行われ，最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また，組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し，次の事務分類に従い，各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理

## (8) その他

### 6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

### 7 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

### 8 監査の結果

1 から 6 まで記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされ、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。

なお、是正、改善又は検討を求める事項は、次のとおりである。

#### (1) 福祉保健課

##### 指摘事項

ア 指定管理業務について次の事例があった。

##### (ア) 国民健康保険安浦診療所

- a 市と指定管理者間の請求、通知、報告、承認、指示、申告、提出、申出、承諾及び取消し（以下「請求等」という。）は、特段の定めがある場合を除き、書面による旨を基本協定書（以下「協定書」という。）で定めているにもかかわらず、口頭で行っていた。
- b 毎年度、事業計画書、収支予算書等を提出する旨を協定書で定めているにもかかわらず、提出されていない収支予算書を提出するよう、指定管理者に指導していなかった。

c 提出を受けた事業計画書等，年次事業報告書等及び月次事業報告書に対し，承認を与える旨を協定書で定めているにもかかわらず，承認を与えていなかった。

なお，総合ケアセンターさぎなみ，川尻福祉センターふれあい並びにグループホーム蒲刈及び蒲刈障害者活動支援センターの指定管理者から提出された月次事業報告書等についても，同様に承認を与えていなかった。

d 指定管理者が業務の一部を第三者に委任し，又は請け負わせるときは，当該業務範囲につき，あらかじめ市と協議し，承認を得なければならない旨を協定書で定めているにもかかわらず，当該承認を得るために協議するよう指導していなかった。

e 診療所の施設を本業務の目的外に使用する場合は，あらかじめ市の許可を受けなければならない旨を協定書で定めているにもかかわらず，当該許可を受けるよう指導していなかった。

f 地方自治法施行令では，歳入の徴収等の事務を私人に委託したときは，その旨を告示し，かつ，公表しなければならないとなっているにもかかわらず，指定管理者に徴収委託した医業手数料について，その旨の告示はしているものの，公表していなかった。

なお，総合ケアセンターさぎなみの手数料及び川尻福祉センターふれあいの使用料の徴収委託についても同様に公表していなかった。

g 仕様書で定めた診療所の維持及び管理に関する業務のうち，履行状況を確認していないものがあつた。

h 休診日及び診療時間を変更する場合は，市の承認が必要な旨を協定書で定めているにもかかわらず，当該承認を得るよう指導していなかった。

指定管理業務の委託に当たっては，業務を包括的に指定管理者に委ねることとしているが，市は全てを指定管理者任せにすることなく，適切に施設が管理運営されるよう指導・監督しなければならない。

については，協定書等で定める書類について確認した上で，承認が必要なものについては，書面で指定管理者に交付し，また，必要な指示等を与える際には，書面を作成した上で指示等を与えるなど，適正な指導・監督をされたい。

(イ) 「呉市川尻福祉センターふれあい」ほかに係る指定管理業務において、運営協議会を設置しなければならない旨を協定書で定めているにもかかわらず、当該運営協議会を設置していなかった。

については、協定書等の内容を遵守されたい。

(ウ) 市ホームページで公表している「呉市国民健康保険安浦診療所」ほかに係る「公の施設の指定管理者モニタリング評価票」において、運営協議会を開催していないにもかかわらず、誤って指定管理者の内部会議の実施回数を記載していた。

については、適正な事務処理をされたい。

イ 補助金交付事務について、次の事例があった。

(ア) 補助金交付決定通知書において、記載が必要な交付条件を付していないものがあった。

(イ) 補助事業者が、補助金等交付規則に規定する財産に係る管理状況の報告及び要綱により交付条件としている消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額の報告を行っていないにもかかわらず、これらの報告を求めていなかった。また、消費税等仕入控除税額に係る当該報告があったものの、その積算の内訳を記載した書類等がないものがあった。

については、適正な事務処理をされたい。

ウ 指定管理者に徴収委託している「川尻福祉センターふれあい」の施設使用料について、収入のあった月の翌月5日までに徴収計算書の提出を受けているにもかかわらず、3か月分の収入をとりまとめて、調定書を発行していた。

会計規則では、徴収計算書の提出を受けたときは速やかに調定書を発行するとなっている。

については、適正な事務処理をされたい。

## (2) 保険年金課

### 指摘事項

ア 「週刊年金実務年間購読料」ほかの支出に係る決裁履歴帳票の決裁日等の記載に当たり、容易に改ざんできる筆記用具を使用していた。

については、適正な筆記用具を用いて公文書を作成されたい。

イ 「週刊年金実務」ほかの定期刊行物を購入しているが、物品検査員の検印及び物品出納員の受領印が押印された書面がなかった。

については、「納入物品の検査に係る事務手続の変更について（会計課長通知）」に留意し、適正な事務処理をされたい。

ウ 時間外勤務を命じているにもかかわらず、時間外勤務命令簿及び時間外勤務実施簿を作成せず、時間外勤務手当を支給していないものがあった。

については、適正な事務処理をされたい。

### (3) 保健所（地域保健課）

#### 指摘事項

ア 「新型コロナウイルス感染症対応業務（積極的疫学調査）に係る労働者派遣業務（単価契約）」ほかに係る契約書において、履行期間を令和4年12月22日から令和5年1月31日までとしているが、「履行期間満了1か月前までに、発注者又は受注者のいずれからも書面による契約終了の意思表示がなされないときは、本契約は引き続き1か月更新されたものとし、以後も同様とする。」との規定に基づき、債務負担行為として予算に定めないまま令和5年6月30日まで更新を続け、委託料を支出していた。

については、適正な契約事務をされたい。

イ 「新型コロナウイルス感染症対応業務（積極的疫学調査）に係る労働者派遣業務（単価契約）」において、令和4年12月30日から令和5年1月3日までの期間内で、1日8時間を超える勤務に対する委託料の額について、契約書に誤った額を記載していた。

契約書は、一方の申込みと他方の承諾によって法律行為が成立したことを証明するものであり、双方の債務を明記した重要な文書であることを認識した上で、適正な契約事務をされたい。

ウ 「新型コロナウイルス感染症患者等移送業務」に係る変更契約書に、収入印紙が貼付されていなかった。

については、印紙税法に基づき、適正な契約事務をされたい。

エ 「すこやかセンターくれ雑用水ポンプ修繕（1号機）」ほかに係る契約において、修繕であるにもかかわらず、業務委託用の契約約款を用いて契約を締結して

いた。

については、適正な契約事務をされたい。

オ 後見人申立費用に係る返還金等の納入通知書について、地方自治法施行令では、納期限を記載しなければならないとなっているにもかかわらず、記載していなかった。

については、適正な事務処理をされたい。

カ 旅費を伴う県内出張について、旅行命令回議書により旅行命令権者の発する旅行命令によらなければならないにもかかわらず、旅行後に旅行命令を決裁していた。

については、適正な事務処理をされたい。

キ 結核予防費補助金について、補助事業が完了した後に補助事業者から補助事業等実績報告書が提出されているにもかかわらず、額の確定に係る決裁を得ていなかった。

については、結核予防費補助金交付要綱に基づき、適正な事務処理をされたい。

#### (4) 障害福祉課

##### 指摘事項

ア 「いきいきパス生カード作成業務」ほかの契約書への公印の押印に当たり、公印管理者又は公印取扱責任者による押印する文書と決裁済文書との照合を得ていなかった。

については、公印規則に基づき、適正な事務処理をされたい。

イ 「いきいきパス生カード作成業務」ほかにおいて、決裁を得た支出負担行為額を超過した額で契約を締結しているものがあつた。

については、適正な契約事務をされたい。

ウ 休暇の取得について、次の事例があつた。

(ア) やむを得ない事由がないにもかかわらず、年次有給休暇又は特別休暇の取得後に、その届出又は承認を求めていた者がいた。

(イ) 自主研究休暇の取得可能期間を超えて休暇の取得を承認していた。

については、適正な事務処理をされたい。

エ 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等のサービス継続事

業補助金交付事務について、要綱により交付条件としている消費税等仕入控除税額に係る報告があったものの、その積算の内訳を記載した書類等がないものがあった。

については、適正な事務処理をされたい。

オ いきいきパス再交付に係る実費額について、収納した現金の指定金融機関等への払込みが、収納した日から起算して3営業日を経過しているものがあった。

については、会計規則に基づき、適正な事務処理をされたい。

## 都市部監査の結果

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

### 2 監査の対象課等

交通政策課，建築指導課，呉駅周辺事業推進室

### 3 監査の期間

令和6年1月25日から同年3月25日まで

### 4 監査の対象

令和5年度における財務等に関する事務の執行。ただし，必要に応じて，過年度の当該事務も対象とした。

### 5 監査の着眼点

監査に当たっては，監査の対象とした事務が，法令に適合し，正確に行われ，最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また，組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し，次の事務分類に従い，各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理
- (8) その他

## 6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

## 7 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

## 8 監査の結果

1から6まで記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされ、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。

なお、交通政策課については是正、改善又は検討を求める事項は、次のとおりである。  
指摘事項

「新広駅トイレ清掃業務」ほかにおいて、業務着手後に執行伺兼支出負担行為書を決裁していた。

については、予算及び決算規則に基づき、適正な契約事務をされたい。

## 教育委員会事務局及び各教育機関監査の結果

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

### 2 監査の対象課等

教育総務課，学校教育課，小学校（三坂地，明立，昭和中央，音戸，蒲刈，豊），中学校（警固屋，東畑，片山，昭和北）

### 3 監査の期間

令和6年1月25日から同年3月25日まで

### 4 監査の対象

令和5年度における財務等に関する事務の執行。ただし，必要に応じて，過年度の当該事務も対象とした。

### 5 監査の着眼点

監査に当たっては，監査の対象とした事務が，法令に適合し，正確に行われ，最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また，組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し，次の事務分類に従い，各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理

## (8) その他

### 6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

### 7 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

### 8 監査の結果

1 から 6 まで記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされ、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。

なお、是正、改善又は検討を求める事項は、次のとおりである。

#### (1) 教育総務課

##### 指摘事項

ア 業務委託について、次の事例があった。

(ア) 「豊小児童送迎業務」ほかに係る仕様書において、自動車運転日誌を月ごとに作成し、毎翌月の 10 日までに提出することとしているが、7 月分以降の当該日誌が提出されていなかった。

(イ) 「蒲刈地区スクールバス運行及び車両管理業務」の仕様書において、受注者は、整備管理者の選任届等の写し、3 か月点検整備及び 1 2 か月点検整備の記録簿の写し並びに自動車損害賠償責任保険及び任意保険の保険証書の写しを提出することとしているが、いずれも提出されていなかった。

また、車両管理の状況に係る報告書を毎月提出することとしているが、令和

4年6月以降の当該報告書が提出されていなかった。

当該事例については、実地監査当日に、未提出であった書類が提出され、保険加入や車両の点検整備が適切に行われていることは確認できたが、これらの事項は、委託業務の履行確認だけでなく乗車する児童生徒の安全に直結するものであり、その確認をしないまま業務を実施させることは適当ではない。

については、組織として厳格に対応するなど、適正な事務処理をされたい。

イ 遠距離等通学費補助金において、補助金の交付決定を保護者に通知した後に、当該補助金の交付決定に係る起案をしていた。

については、適正な事務処理をされたい。

## (2) 学校教育課

### 指摘事項

ア 「リンクアップコンサート映像業務」ほかにおいて随意契約を締結するに当たり、予定価格は非公表とすることとなっているにもかかわらず、設計書にこれを記載していた。

については、「契約の手引（契約課作成）」に留意し、適正な契約事務をされたい。

イ 「呉の歴史絵本（合本版）電子化業務」に係る指名業者審査伺いにおいて、部長決裁によるべきところ、課長決裁となっていた。

については、物件の買入れ、業務委託等に係る入札参加者等の選定に関する規程に基づき、適正な契約事務をされたい。

ウ 「小中で創る「未来の学び」実践事業」に係る補助金について、小中学校の校長を補助対象事業者として交付しているが、市の職員たる校長に補助金として支出するのは適当ではない。

については、適正な事務処理をされたい。

## (3) 片山中学校

### 指摘事項

ア 年次有給休暇の取得について、次の事例があった。

(ア) 時間休暇を開始することができる時刻は四半時とするとなっているにもかかわらず、開始時刻が四半時ではない休暇を取得していた。

(イ) 時間休暇取得後において勤務時間が30分未満となるような時間休暇の取得は認められていないにもかかわらず、これを取得していた。

については、時間休暇の取得に関する取扱要領に基づき、適正な事務処理をされたい。

イ 子の看護のための休暇の対象とならない中学生の子に係る休暇の取得を承認していた。

については、子の看護のための休暇取扱要領に基づき、適正な事務処理をされたい。

#### (4) 昭和中央小学校

##### 指摘事項

寄附受納の際には、寄附者からの申出を受け、教育委員会に伺いを立てた上で、寄附申込書を受けることとなっているにもかかわらず、当該手続を行わないまま、寄附を受けていた。

については、適正な事務処理をされたい。

## 産業部監査の結果

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

### 2 監査の対象課等

商工振興課，農林水産課

### 3 監査の期間

令和6年2月26日から同年4月25日まで

### 4 監査の対象

令和5年度における財務等に関する事務の執行。ただし，必要に応じて，過年度の当該事務も対象とした。

### 5 監査の着眼点

監査に当たっては，監査の対象とした事務が，法令に適合し，正確に行われ，最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また，組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し，次の事務分類に従い，各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理
- (8) その他

## 6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

## 7 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

## 8 監査の結果

1から6まで記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされ、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。

なお、是正、改善又は検討を求める事項は、次のとおりである。

### (1) 商工振興課

#### 指摘事項

ア 継続的に使用を許可している行政財産（安浦産業団地）の使用料について、次の事例があった。

(ア) 原則として4月末日を納期限として納付させるべきところ、令和6年1月11日まで調定していなかった。

については、「行政財産目的外使用許可等に係る事務について（管財課長通知）」に留意し、適正な事務処理をされたい。

(イ) 納入通知書について、地方自治法施行令では、納期限を記載しなければならないとなっているにもかかわらず、記載していなかった。

については、適正な事務処理をされたい。

イ 後納としている小型はかりの所在場所検査に係る計量検査手数料について、事前に調定すべきところ、納入義務者に納入通知書等を発送し、入金後調定してい

た。

については、会計規則に基づき、適正な事務処理をされたい。

## (2) 農林水産課

### 指摘事項

ア 有害鳥獣対策事業補助金について、補助金の算定等を誤って交付していたものがあった。

については、適正な事務処理をされたい。

イ 地方卸売市場集荷力強化事業補助金について、次の事例があった。

(ア) 消費税額及び地方消費税額（以下「消費税等額」という。）は補助対象外経費となっているにもかかわらず、補助対象経費に消費税等額を加えて補助金を算定していた。

(イ) 地場物集荷事業に係る補助対象経費の燃料費について、燃料費単価を誤って補助金を算定していた。

については、適正な事務処理をされたい。

ウ 農業振興センターの備品のうち、所在が確認できないものがあった。

備品は、市の財産であり、その重要性を十分認識した上で、物品会計規則に基づき、適正な備品管理をされたい。

## 上下水道局監査の結果

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

### 2 監査の対象課等

営業課，水道建設課，下水施設課

### 3 監査の期間

令和6年2月26日から同年4月25日まで

### 4 監査の対象

令和5年度における財務等に関する事務の執行。ただし，必要に応じて，過年度の当該事務も対象とした。

### 5 監査の着眼点

監査に当たっては，監査の対象とした事務が，法令に適合し，正確に行われ，最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また，組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し，次の事務分類に従い，各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理
- (8) その他

## 6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

## 7 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

## 8 監査の結果

1から6まで記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされ、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。

なお、下水施設課については是正、改善又は検討を求める事項は、次のとおりである。  
指摘事項

上下水道局就業規程では、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ年次有給休暇の取得を請求できなかった場合には、事後において届け出ることとなっているが、特別な事情なく届出が遅れていたものがあった。

については、適正な事務処理をされたい。